

北環審発第2号
平成25年 月 日

北本市長 石津賢治様

北本市環境審議会
会長 堂本泰章

北本市環境基本計画「年次報告書」（平成25年度版）について（答申）案

平成25年10月2日付け、北市く発第2033号で諮問のあった標記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答 申

本市が平成12年に策定し、20年に改訂しました「北本市環境基本計画」の計画期間は平成27年度までになります。計画期間が残りわずかでありますので、引き続き計画の進捗管理をして現状を分析し、次期計画の策定に向けた検討を始める必要があります。

さて、本年国内では、突風被害が相次ぐ等の異常気象の発生が目立ちました。その原因を特定することは難しいようですが、地球温暖化が大きな影響を与えているのではないかとされています。

そして、本年は地球温暖化問題に関してIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の総会が開かれ、IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書が発表されました。この報告書によりますと、現在の地球温暖化の原因は、95%以上の確率で人間の活動に拠るものであるとされています。加えて、今世紀末には平均気温が最大で4.8度上昇するとされています。

また、昨年の出来事になりますが、「自然を守れば、自然が守ってくれる」をスローガンとしてインドでCOP11（生物多様性条約第11回締結国会議）が開催されました。そこでは、COP10で採択した愛知目標（2020年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを掲げる）の達成に向けた発展途上国への支援等について話し合われました。愛知目標を採択したCOP10の議長国である日本においては、目標達成に向けた積極的な取り組みが求められるところであります。

近年は地球温暖化や生物多様性をはじめ、国境を越えた大気汚染の問題など、グローバルな規模での環境問題がクローズアップされる機会が増加し、人間の活動に

掘る環境問題が深刻化してきているといえます。行政機関は引き続き問題解決のための調査・研究を行い、持続可能な社会の実現にむけた取り組みを実行しなければなりません。

こうした状況のなかで、この年次報告書は、北本市環境基本計画の進行管理にとどまらず、市の環境に関する施策全般を把握する資料として有益であります。多くの市民に積極的に活用していただき、市の環境行政の発展に寄与する資料となることを望み、審議会として以下のことを提言します。

- 1 生物多様性基本法が地方自治体の努力義務としている生物多様性地域戦略の策定に向けて、その基礎となる市内の自然環境調査の実施について検討していただきたい。
- 2 環境行政を統括する専任の人員を配置し、環境行政の推進を図っていただきたい。
- 3 引き続き環境基本計画の進捗状況の検証を行っていただきたい。
- 4 次期環境基本計画の策定にあっては、時間をかけて検討していただきたい。